

## 大館市建設工事低入札価格調査制度実施要綱の運用基準

建設工事に関する低入札価格調査に係る事務手続等については、その円滑な運用を図るため、大館市建設工事低入札価格調査制度実施要綱を制定し、大館市が行う低入札価格調査に適用することとするが、その運用基準を下記のとおり定めたので、その取扱について十分留意すること。

### 第3条関係

1. 次に掲げる用語の定義は、土木請負工事工事費積算要領（昭和42年7月20日付け建設省官技第34号）及び土木請負工事工事費積算基準（昭和42年7月20日付け官技発第35号）、又は公共建築工事積算基準（平成15年3月31日付け国営計第196号）及び公共建築工事共通費積算基準（平成15年3月31日付け国営計第196号）の例に基づき、工事種別ごとの工事費の構成により別紙1によるものとする（以下、大館市建設工事低入札価格調査制度実施要綱において同じ。）。

- (1) 直接工事費
- (2) 共通仮設費
- (3) 現場管理費
- (4) 一般管理費

2. 調査基準価格の算出における端数処理の考え方は、次のとおりとする。  
直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費相当額×85%  
＋一般管理費相当額×65%  
千円未満を切り捨て

### 第7条関係

1. 低入札価格調査は別紙2に掲げる実施フローに従って行うものとする。
2. 第1項各号の額の算出における端数処理の考え方は、次のとおりとする。
  - (1) 第1号中の「平均入札価格に10分の9.5を乗じて得た額（失格基準価格）」については、千円未満を切り捨てとする。
  - (2) 第2号中の「純工事費に相当する額に10分の8を乗じて得た額」については、千円未満を切り捨てとする。
3. 第2項各号の額の算出における端数処理の考え方は、次のとおりとする。
  - (1) 第1号の「直接工事費＋共通仮設費＋（現場管理費相当額×2／5）」については、千円未満を切り捨てとする。

- (2) 第2号の「入札書比較価格に10分の8を乗じて得た額」については、千円未満を切り捨てとする。
4. 詳細調査は、別紙3に掲げる要領に従って行うものとする。
5. 第4項により複数の者について詳細調査を行うときは、すべての詳細調査対象者から同時に資料の提出を求め、入札価格の低い順に詳細調査を実施するものとする。ただし、詳細調査対象者が多数である等これによりがたい場合は、この限りでない。

#### 第11条関係

1. 複数の詳細調査対象者について同時に低入審査会による審査を行った場合においては、次に掲げる本条各項の文言について、それぞれ次のおり読み替えるものとする。
- (1) 第1項中の「審査の結果が契約の内容に適合した履行がなされると認められる旨のものであったとき」は、「審査の結果が、詳細調査対象者のいずれかについて、契約の内容に適合した履行がなされると認められる旨のものであったとき」と読み替える。
- (2) 第1項中の「当該詳細調査対象者を落札者と決定するものとする。」は、「当該詳細調査対象者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者と決定するものとする。」と読み替える。
- (3) 第2項中の「審査の結果が契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる旨のものであったとき」は、「審査の結果が、すべての詳細調査対象者について契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる旨のものであったとき」と読み替える。
2. 契約の内容に適合した履行がなされると認められた詳細調査対象者が複数あり、かつ、これらの入札価格が同額である場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

#### 第12条関係

様式第8号による通知については、大館市契約検査課ホームページへの低入札価格調査結果及び入札結果の掲載により当該通知に代えることができるものとする。

#### 第16条関係

第1項第5号の措置は、詳細調査の一部につき省略した場合についても、必要に応じその対象とすることができる。

附 則

この運用基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成21年12月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

附 則

この運用基準は、平成24年4月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

附 則

この運用基準は、平成25年5月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

附 則

この運用基準は、平成25年9月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

附 則

この運用基準は、平成26年7月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

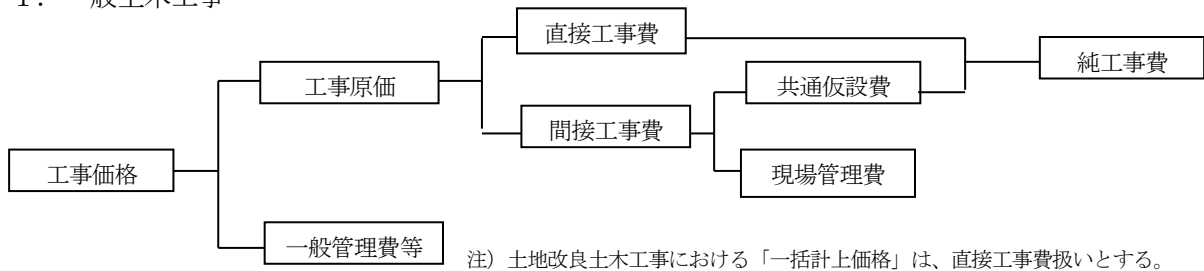
附 則

この運用基準は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

(別紙1)

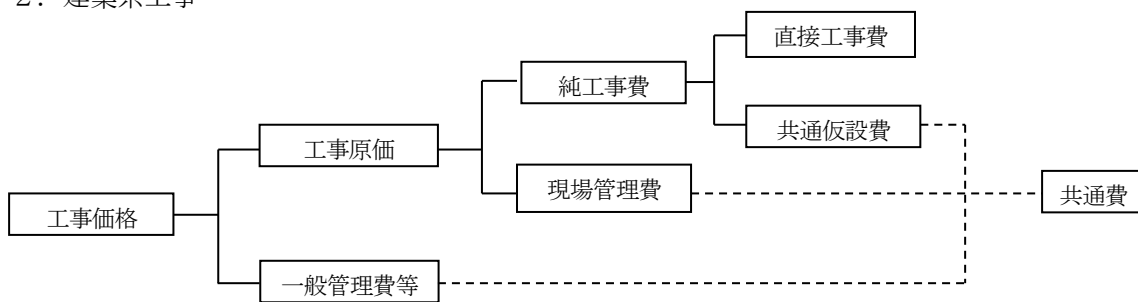
大館市建設工事低入札価格調査制度実施要綱における「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費相当額」及び「一般管理費相当額」は、工事種別ごとの工事費構成により次のとおりとする。

1. 一般土木工事



$$\text{調査基準価格} = \text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 85\% + \text{一般管理費等} \times 65\%$$

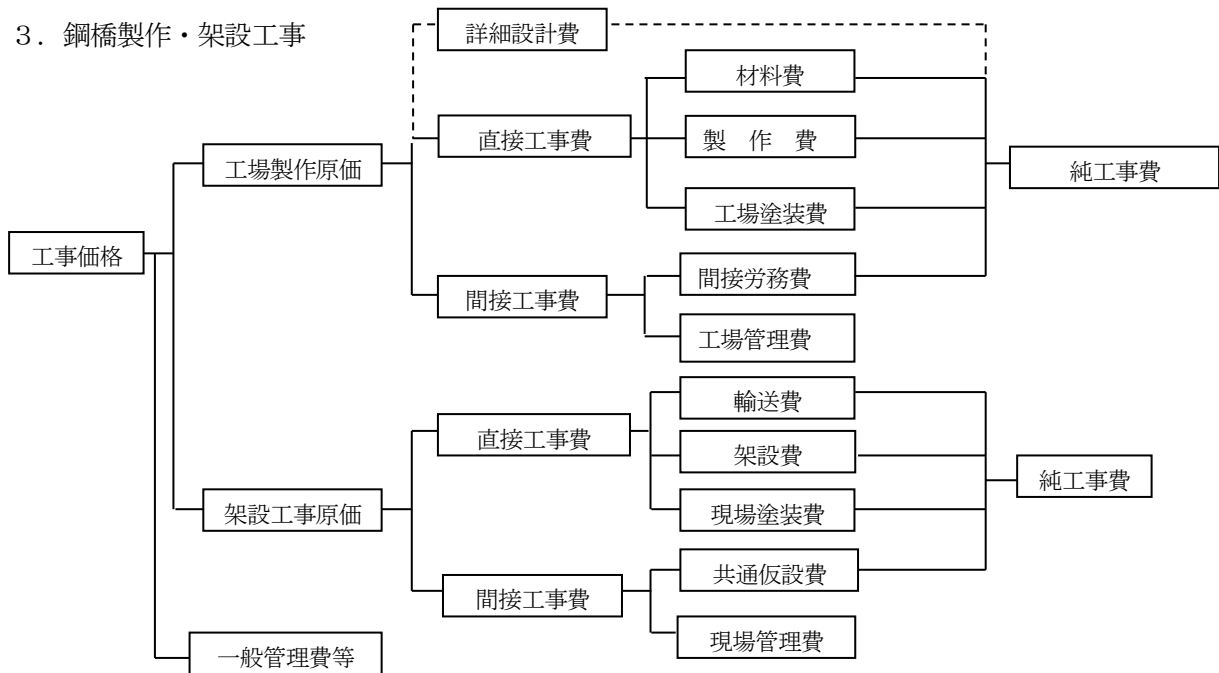
2. 建築系工事



$$\text{調査基準価格} = \text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 85\% + \text{一般管理費等} \times 65\%$$

営繕工事における調査基準価格の運用については、秋田県営繕工事積算基準による。

3. 鋼橋製作・架設工事



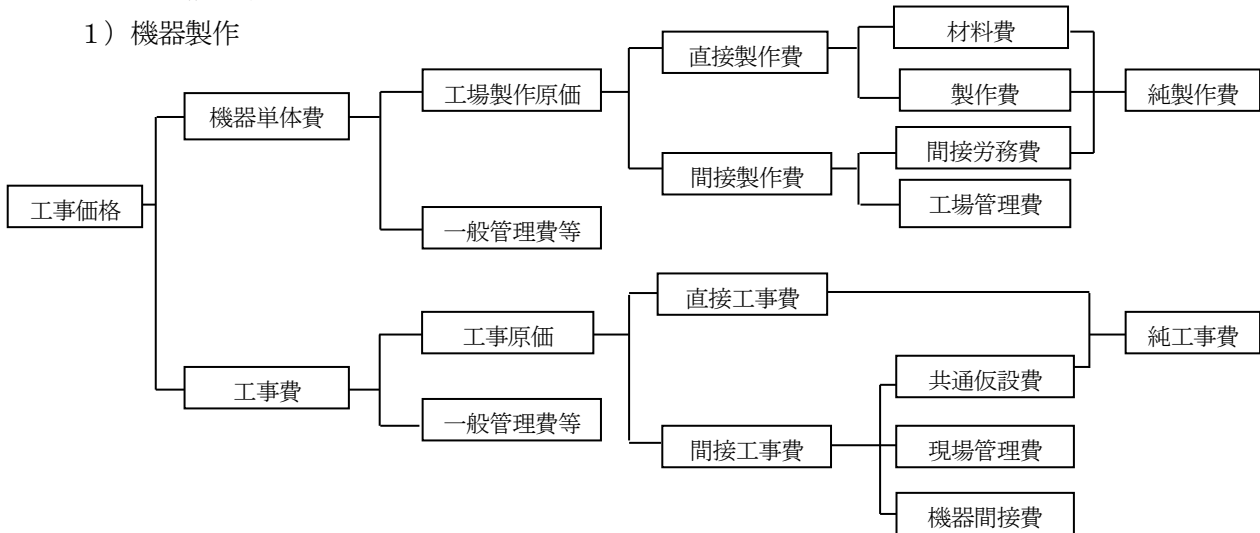
$$\text{調査基準価格} = \text{算定式1} + \text{算定式2} + \text{一般管理費等} \times 65\%$$

$$\text{算定式1} = \text{直接工事費 (詳細設計費含む)} \times 97\% + \text{間接労務費} \times 90\% + \text{工場管理費} \times 85\%$$

$$\text{算定式2} = \text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 85\%$$

#### 4. 電気通信工事

##### 1) 機器製作

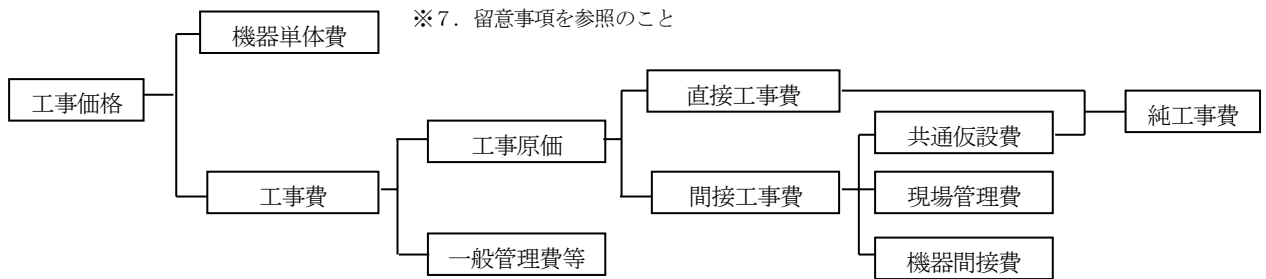


調査基準価格＝算定式1＋算定式2＋一般管理費等×65%

算定式1＝直接製作費×97%＋間接労務費×90%＋工場管理費×85%

算定式2＝直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋（現場管理費＋機器間接費）×85%

##### 2) 機器購入（見積り）

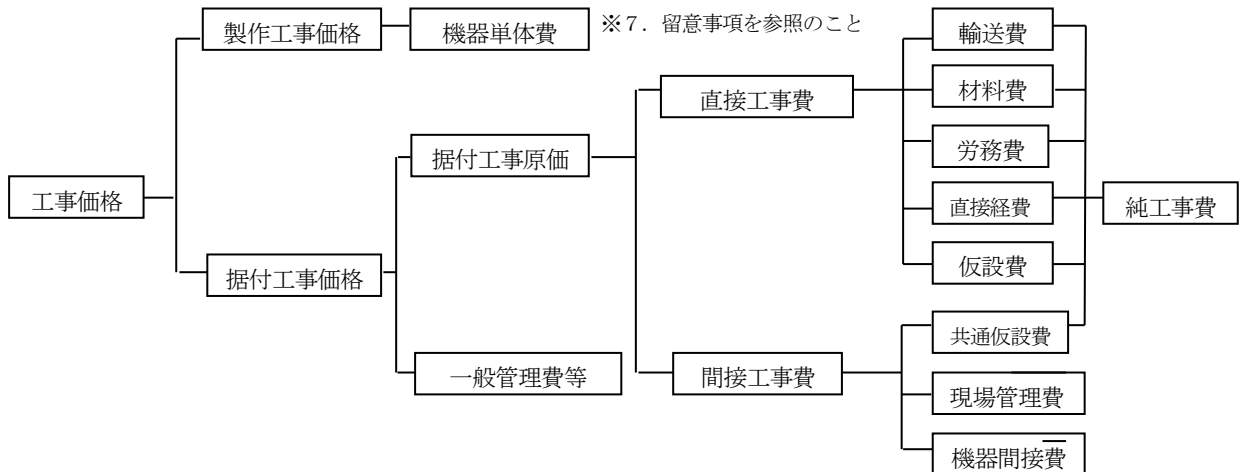


調査基準価格＝算定式1＋算定式2＋（機器単体費×1/10＋一般管理費等）×65%

算定式1＝（機器単体費×6/10＋直接工事費）×97%＋（機器単体費×1/10＋共通仮設費）×90%

算定式2＝（機器単体費×2/10＋現場管理費＋機器間接費）×85%

##### 3) 土地改良（電気通信）

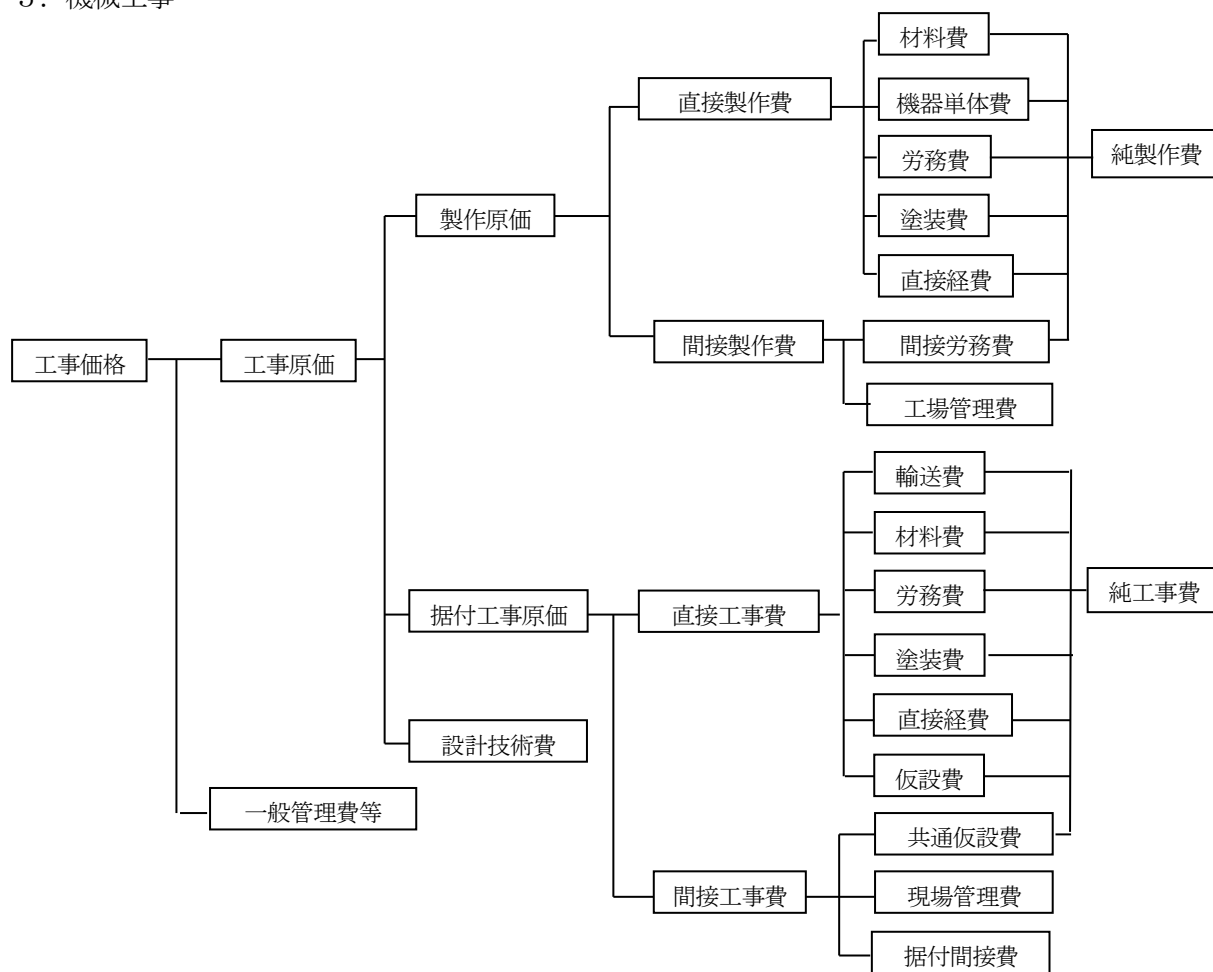


調査基準価格＝算定式1＋算定式2＋（機器単体費×1/10＋一般管理費等）×65%

算定式1＝（機器単体費×6/10＋直接工事費）×97%＋（機器単体費×1/10＋共通仮設費）×90%

算定式2＝（機器単体費×2/10＋現場管理費＋機器間接費）×85%

5. 機械工事



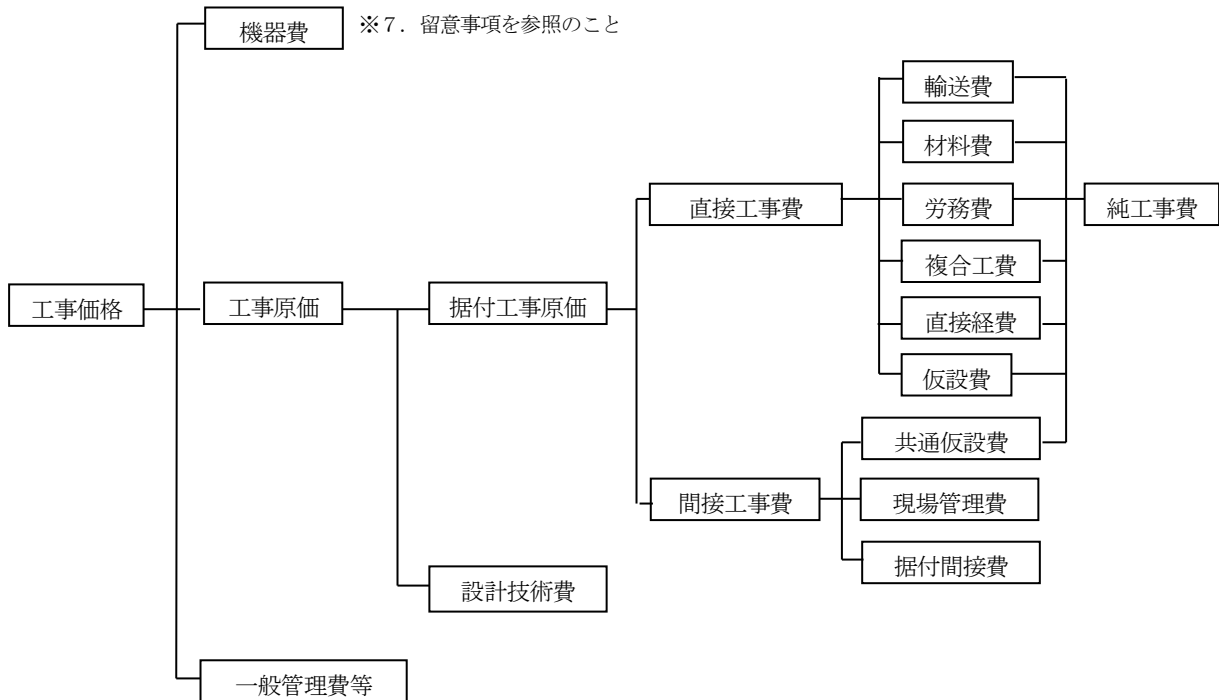
調査基準価格 = 算定式 1 + 算定式 2 + 一般管理費等 × 6.5%

算定式 1 = 直接製作費 × 9.7% + 間接労務費 × 9.0% + 工場管理費 × 8.5%

算定式 2 = 直接工事費 × 9.7% + 共通仮設費 × 9.0% + (現場管理費 + 据付間接費 + 設計技術費) × 8.5%

6. 下水道（ポンプ場、処理場等）工事

1) 電気設備

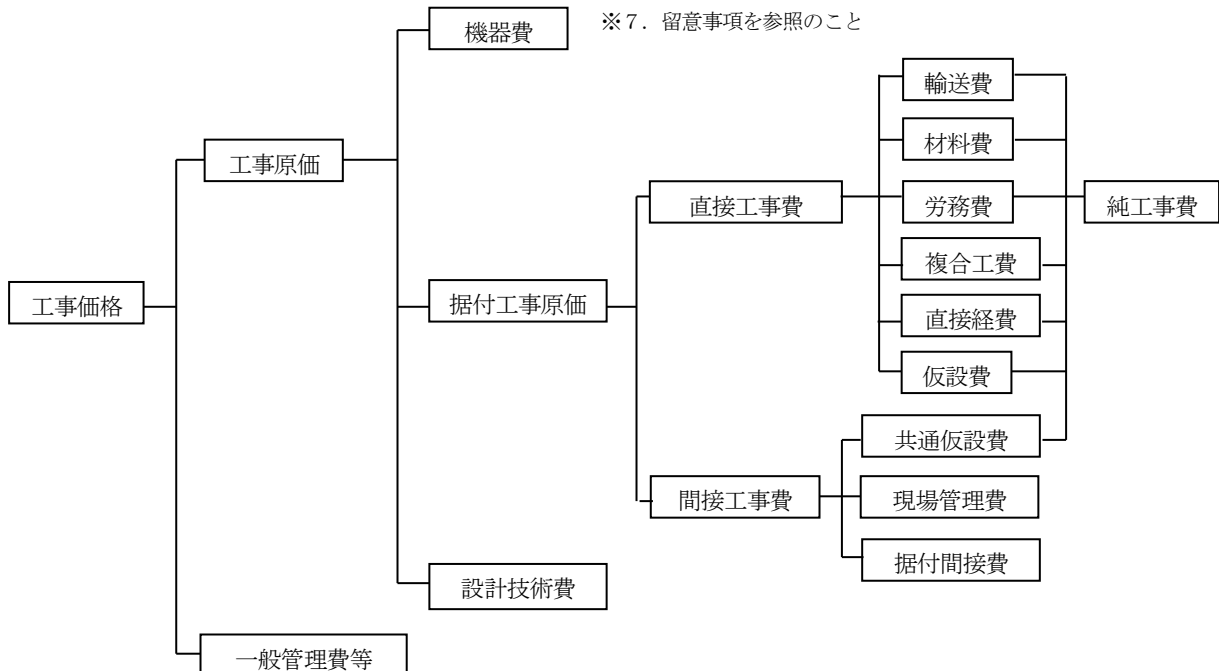


調査基準価格＝算定式1＋算定式2＋（機器費×1/10＋一般管理費等）×65%

算定式1＝（機器費×6/10＋直接工事費）×97%＋（機器費×1/10＋共通仮設費）×90%

算定式2＝（機器費×2/10＋現場管理費＋据付間接費＋設計技術費）×85%

2) 機械設備



調査基準価格＝算定式1＋算定式2＋（機器費×1/10＋一般管理費等）×65%

算定式1＝（機器費×6/10＋直接工事費）×97%＋（機器費×1/10＋共通仮設費）×90%

算定式2＝（機器費×2/10＋現場管理費＋据付間接費＋設計技術費）×85%

## 7. 留意事項

機器単体費又は機器費（機器製作を除く）が工事の主要部分を占める場合の機器単体費又は機器費の取扱いは次のとおりとする。

### ①積算

機器の見積り価格は、機器単体費（又は機器費）を徴収し、積算（設計計上）は、標準積算基準に基づき、従前どおり総額で計上するものとする。

### ②調査基準価格等

調査基準価格算定にあたっては、機器単体費（又は機器費）を共通仮設費・現場管理費・一般管理費等に分離して算定する。

上記の取扱いを現場説明書等に記載し、低入札価格調査に関して齟齬のないようにすること。

### ③失格判断基準

失格判断に用いる設計上の経費は以下のとおりとする。

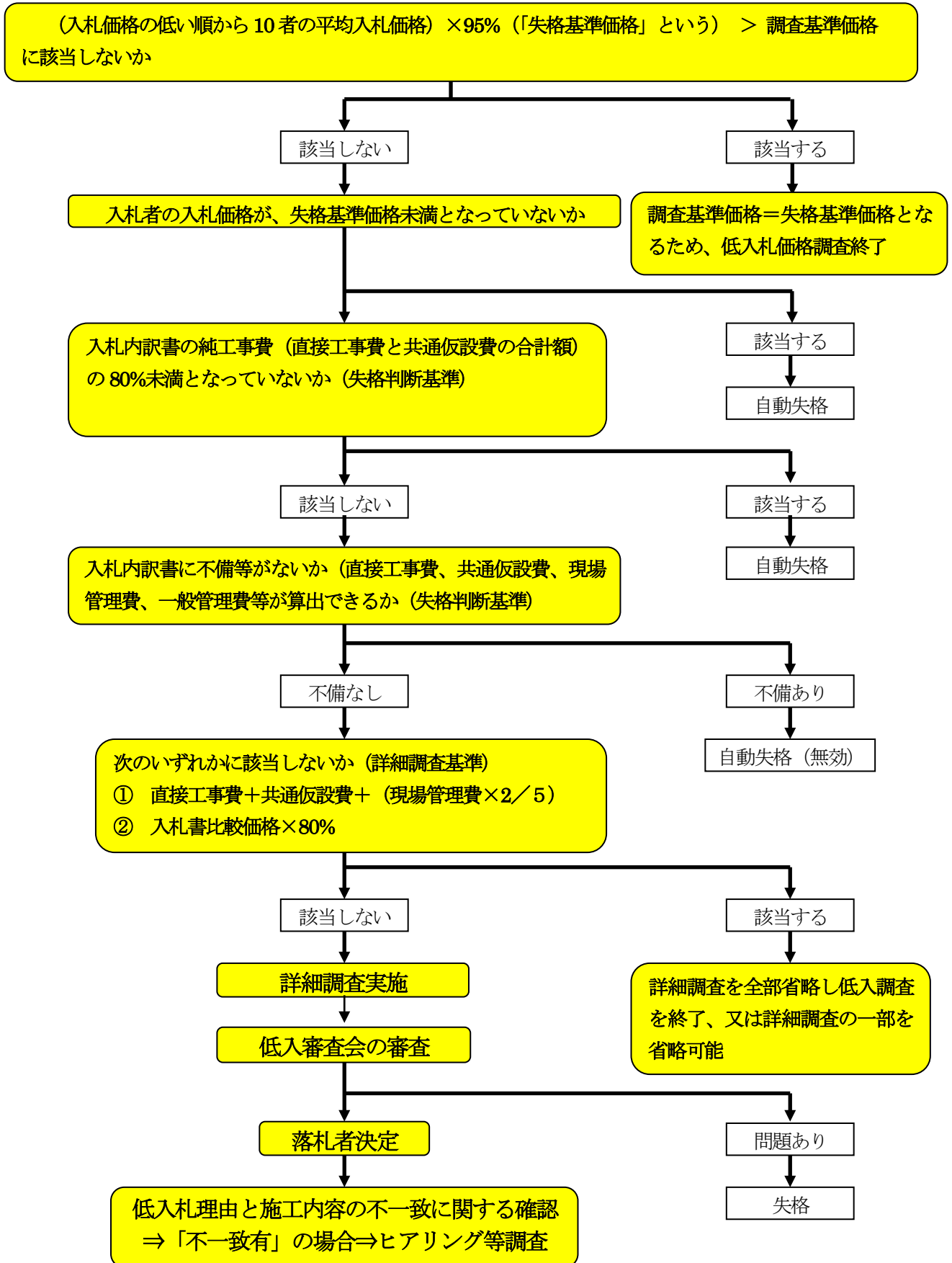
純工事費：直接工事費（機器単体費の6/10）を含む、共通仮設費（機器単体費の1/10）を含む

現場管理費：現場管理費（機器単体費の2/10を含む）、機器間接費、据付間接費及び設計技術費

一般管理費等：一般管理費等（機器単体費の1/10を含む）



### 低入札価格調査実施フロー



(別紙3)

## 詳細調査実施要領

大館市建設工事低入札価格調査制度実施要綱第7条第5項の詳細調査については、以下の要領で行うものとする。

### 1. 詳細調査項目、内容及び提出書類

項目	調査内容等	提出書類
当該価格で入札した理由	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 低廉にできる理由（当該価格により本工事を受注した場合における収支見込等を含む。）</li><li>2. 地理的条件（当該工事場所と詳細調査対象者の事業所、資材保管場所及び建設機材保管場所等との位置関係）</li><li>3. 受注意欲</li></ol>	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 理由書（調査様式1）</li><li>2. 工事場所と調査対象者の事務所・倉庫等との地理的關係（調査様式1・付表）</li></ol>
積算状況	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 設計図書で定めている仕様及び数量となっているか</li><li>2. 資材単価及び労務単価が適切に設定されているか</li><li>3. 安全対策が十分であるか</li><li>4. 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等が適切に計上されているか</li></ol>	入札時提出の入札内訳書を使用 ※ ただし、不十分な場合は、さらに詳細な内訳書（調査様式2-1～2-3）の提出を求めること。
手持ち工事の状況	調査対象工事に技術者が適正配置されるかどうかに着目し、本工事と工期が重複する手持ち工事について、次の事項を確認する。 <ol style="list-style-type: none"><li>1. 工事名</li><li>2. 発注者名</li><li>3. 工期</li><li>4. 工事場所</li><li>5. 工事概要</li><li>6. 請負金額</li><li>7. 配置技術者名</li><li>8. 当該手持ち工事の工事場所が調査対象工事の工事場所付近であり経費節減が可能であるとしている場合には当該節減理由</li><li>9. 当該手持ち工事と調査対象工事とが関連があり経費節減が可能であるとしている場合には当該節減理由</li></ol>	手持ち工事の状況（調査様式3） ※ 手持ち工事と経費節減理由が関連する場合は、当該関連性及び節減理由が明確に判明する書類を添付させること。

<p>手持ち資材の状況及び資材購入の予定</p>	<p>調査対象工事の施工に必要な資材が確保されることが見込まれるかどうかに着目し、次の事項を確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 手持ち資材の種類、自社保有量及び資材の種類ごとの調査対象工事における使用予定量</li> <li>2. 購入予定資材に関する次の事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 購入予定資材の内容</li> <li>(2) 購入予定業者（調査対象者との関係）</li> <li>(3) 購入予定額</li> <li>(4) 過去の取引状況</li> </ol> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 手持ち資材の状況（調査様式4）</li> </ol> <p>※ 必要に応じて、資材の保管状況の写真等を添付させること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 資材購入先一覧（調査様式5）</li> </ol> <p>※ 必要に応じて、購入予定業者からの見積書、過去の同種資材の購入における購入予定業者との取引状況が判明する資料（見積書・納品書・請求書等）を添付させること。</p>
<p>手持ち建設機材の状況及び機械リース等の予定</p>	<p>調査対象工事の施工に必要な建設機材が確保されることが見込まれるかどうかに着目し、次の事項を確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 手持ち建設機材、車輛及び設備等の種類、自社保有量及び調査対象工事における使用予定の建設機材、車輛及び設備等</li> <li>2. リース予定機材に関する次の事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) リース予定機材の内容</li> <li>(2) リース予定業者（調査対象者との関係）</li> <li>(3) 予定リース料</li> <li>(4) 過去の取引状況</li> </ol> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 手持ち建設機材等の状況（調査様式6）</li> </ol> <p>※ 必要に応じて、資材の保管状況の写真等を添付させること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 建設機材等リース先一覧（調査様式7）</li> </ol> <p>※ 必要に応じて、リース予定業者からの見積書、過去の同種機材等のリースにおけるリース予定業者との取引状況が判明する資料（見積書・請求書等）を添付させること。</p>
<p>労務者の具体的供給見通し</p>	<p>労務者の確保計画及び配置計画が適切であるかどうかに着目し、次の事項を確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工種ごとの労務者の確保計画（見通し）及びその内訳（労務単価・員数・自社施工又は下請の別等）</li> <li>2. 工種別の労務者の配置計画</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 労務者の確保計画（調査様式8）</li> <li>2. 工種別労務者配置計画（調査様式9）</li> </ol> <p>※ 手持ち工事と調査対象工事との間で労務者供給について関連がある場合は、当該関連が明確に判明する書類を添付させること。</p>

<p>下請負の予定者及び 予定金額</p>	<p>1. 下請への発注予定の有無 2. 下請への発注予定がある場合、下請金額が適正であり、下請業者に対してしわ寄せが生じるおそれがないかに着目し、次の事項を確認する。 (1) 下請の内容 (2) 下請予定業者 (3) 下請予定額 (4) 過去の取引状況</p>	<p>下請予定一覧（調査様式10） ※ 必要に応じて、下請予定業者からの見積書、過去の同種の下請契約における下請予定業者との取引状況が判明する資料（見積書（内訳が判明するもの）・請書又は契約書・請求書等）を添付させること。</p>
<p>建設副産物の搬出予定</p>	<p>1. 建設副産物の搬出の有無 2. 建設副産物の搬出計画が適切であるかどうかに着目し、次の事項を確認する。 (1) 発生する建設副産物名 (2) 受入予定者 (3) 受入予定箇所 (4) 受入予定箇所における受入予定額</p>	<p>建設副産物の搬出予定地一覧（調査様式11） ※ 必要に応じて、受け入れ予定箇所からの見積書、過去の同種の建設副産物を搬出したときにおける受け入れ予定箇所との取引状況が判明する資料（見積書（建設副産物名及び処理量が判明するもの）・請求書等）を添付させること。</p>
<p>予定工程</p>	<p>適切な施工が見込まれる工程となっているか</p>	<p>工程表</p>
<p>過去に施工した公共 工事の状況</p>	<p>直近2年間に施工した公共工事について、調査対象工事と同種又は類似の工事を中心に、適切に施工されているかどうかを次の事項により確認する。 1. 工事名 2. 発注者名 3. 工期 4. 工事場所 5. 工事概要 6. 請負金額 7. 工事成績評定点（工事成績評定が行われなかった工事である場合は不要） 8. 低入札価格調査制度に基づく調査基準価格未満での受注の事実</p>	<p>過去に施工した公共工事一覧（調査様式12） ※ 必要に応じて、契約書写し、施工体制台帳及び施工体系図等を添付させること。</p>

経営状況及び信用状態	<p>調査対象者の経営状況及び信用状態が、調査対象工事の施工に支障がないことを次の事項により確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取引金融機関</li> <li>2. 財務諸表（直近2年分）</li> <li>3. 納税状況（公共料金及び社会保険料等の支払状況を含む。）</li> <li>4. 法令違反・賃金不払・下請代金の支払遅延等の有無</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 過去3営業年度の法人税（個人事業主にあつては申告所得税）に係る申告書及び財務諸表</li> <li>2. 取引金融機関の残高証明書</li> <li>3. 経営事項審査結果通知書（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）の写し</li> </ol> <p>※ 必要に応じて市税・県税・国税に関する納税証明書等（原本）、当該年度決算見込（収支（経常利益）が判明する書類）、過去3カ年における建設業法違反の有無・賃金不払事実の有無・下請代金支払遅延事実の有無・不渡の有無に関する報告書（様式任意）、詳細調査対象工事に係る実行予算書等を添付させること。</p>
その他必要な事項	上記項目のほか必要と認められる事項について確認を行う。	必要に応じて詳細調査対象者に指示する。

## 2. 詳細調査における判断基準

項目	内容	判断基準
詳細調査に協力しない場合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 詳細調査に関する資料の提出を、契約権者が定める期限までに行わない場合（あらかじめ承諾を得た場合を除く。）</li> <li>2. 契約権者が定める期限までに、詳細調査に関する資料が整わない場合（あらかじめ承諾を得た場合を除く。）</li> <li>3. 事情聴取に応じない場合</li> </ol>	失格と判断
見積数量が適正でない場合	発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量（参考数量）を満足していない場合	失格との判断を検討

品質・規格が適正でない場合	材料・製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質・規格を満足していない場合	失格との判断を検討
労務単価が適正でない場合	労務単価について、法定最低賃金を下回っている場合	失格との判断を検討
入札内訳書算出根拠が適正でない場合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 算出根拠が明確でない場合</li> <li>2. 下請予定業者、資材購入予定業者、建設機材等リース予定業者等からの聴き取りにより、入札内訳書記載価格がいわゆる「指値」である等不当に低額に設定されたことが明白である場合</li> <li>3. 下請、資材購入及び建設機材等リースについて、過去の取引実績より今回取引予定額が低額である場合について、その根拠が明確でない場合</li> <li>4. 不足経費について、会社経費等から補填するなど、工事単体として実行予算が成り立たない場合</li> </ol>	失格との判断を検討
建設副産物の搬出・処理計画が適正でない場合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建設副産物について、適正な処理費用が計上されていない場合</li> <li>2. 建設副産物の処理費用が計上されている場合で、当該処理費用算出根拠が示されない場合又は過去の取引実績より今回取引予定額が低額である場合においてその根拠が明確でない等不当に低額な費用を計上している場合</li> </ol>	失格との判断を検討
過去の大館市発注工事の工事成績が標準を下回る場合	過去の元受受注した大館市発注工事において、大館市工事成績評定要領（平成元年4月1日。準用する場合を含む。）により評定が行われた工事で65点未満の工事成績評定を通知された工事がある場合	失格との判断を検討 （特に、調査基準価格に満たない価格で契約した工事については厳格に判断すること。）
上記のほか、適正な工事の履行が行われぬおそれがあると認められる場合		失格との判断を検討